しょうがい かた たいしょう 障害のある方を対象とした

せたがやくじむしょくたくいんぼしゅうあんない世田谷区事務嘱託員募集案内

1 職務内容

一般事務(①庁内における文書などの集配・運搬・仕分け、文書のPDFデータ化、消耗品の 「はいうなどであるとの集配・運搬・仕分け、文書のPDFデータ化、消耗品の はじゅう しまなどであるとである。 しまなじな 補充、事務などで配易なOA機器操作、庶務事務など庁内における事務③印刷室における印刷物の でくせい 作成・仕分け・運搬)

2 **勤務場所**

てやくしょほんちょうしゃないじむしっ とうきょうとせたがやくせたがや 区役所本庁舎内事務室(東京都世田谷区世田谷4-21-27)など

- ** 総合支所内事務室などでの勤務となる場合があります。
- にんようきかん とちゅうまた さいどにんよう じ きんむばしょ へんこう ばあい ※ 任用期間の途中又は再度任用時に、勤務場所が変更となる場合があります。

3 応募資格

でである。 (1) から (3) までのいずれかの応募資格に該当する方。 ただし、地方公務員法等で選考を受けることができないとされている方 (4ページ参照) は応募できません。

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている方
- (2) 療育手帳の交付を受けている方(※) 又は児童相談所などにより知的障害者であると判定された方
- ** 療 育手帳の名 称は、交付している地方公 共団体により異なることがあります。例えば、東京都 が交付している療 育手帳については「愛の手帳」という名 称が付されています。
- (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

※交付申請中の場合は応募できません。応募資格がないことが判明した場合は、合格を取り消します。
※第2次選考当日に手帳等を確認します。また、その後採用までの間に手帳等の提示を求めることがあります。採用された後も、障害者雇用状況調査のため手帳等の提示を求めることがあります。



ぼしゅうにんずう 4 募集人数

だゃっかんめい 若干名

5 勤務条件

職 名	事務嘱託員(障害)A	事務嘱託員(障害)C
にんようき かん 任用期間	れいわ ねん がっ にちいこう れいわ ねん がっ にち 令和8年4月1日以降~令和9年3月31日まで きんむじっせき こうりょ のうりょくじっしょう おこな うえ さいど にんよう せいど	
************************************	※ 勤務実績を考慮し、能力実証を行っき にち 月16日	った上で、再度の任用をする制度があります。 月 1 6 日
きんむじかん勤務時間	にち じかん ごぜん じ ごご じ 1日7時間 午前9時から午後5時まで きゅうけいじかん じかん (うち休憩時間1時間あり)	1 日 3 時間 ①午前 9 時から正午まで ②午後 2 時から子後 5 時まで
	* 勤務場所によっては、上記以外の時間帯となる場合があります。	
	ばんそく ちょうかきんむ こうむ きんきゅう ひつよう ばあい しょてい ※原則として超過勤務はありませんが、公務のために緊急の必要がある場合は、所定	
	きんむじかんいがい ちょうかきんむ ねが の勤務時間以外に超過勤務をお願いすることがあります。	
ほ う しゅう 報 酬	(令和7年度現在。地域手当相当分含む。)	まうしゅうげつがく 報酬月額 77,860円 れいわ ねんどげんざい ちいきてあてそうとうぶんふく (令和7年度現在。地域手当相当分含む。)
	*期末・勤勉手当 一定の要件を満たす場合は、期末・勤勉手当の支給があります	
	※交通費別途支給 けんこうほけん とうきょうとしょくいんきょうさいくみあい	
しゃかいほけんとう 社会保険等	健康保険(東京都職員共済組合)、こうせいねんきんほけん こようほけん てきょう 厚生年金保険、雇用保険の適用があります。	できょう 適 用がありません。
こうむさいがいほしょうとう 公務災害補償等	9。 こうむさいがいほしょうとう てきょう 公務災害補償等が適用となります。	
きゅう じつ 休 日	げんそく どょうび にちょうび しゅくじつ 原則、土曜日・日曜日・祝 日	
きゅう か	ねんじゅうきゅうか たじょうれいとう きてい きゅうかとう せいど 年次有給休暇その他条例等に規定する休暇等の制度があります。	
身	ちほうこうむいんほうだい じょう だい こうだい ごう もと いっぱんしょく のじょうきんしょくいん かいけい 地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般 職 の非常勤 職 員 (会計 ねんどにんようしょくいん 年度任用 職 員)	
その他	ちほうこうむいんほうじょう ふくむ かん きてい てきよう いはん ばあい ちょうかい ①地方公務員法上の服務に関する規定が適用となり、これに違反した場合には懲戒 しょぶんとう たいしょう 処分等の対象となることがあります。 きんむばしょ げんそく しきちないきんえん ②勤務場所は、原則として敷地内禁煙です。	

せんこうほうほう **選考方法**

だい じせんこう しょるいせんこう 第1次選考 書類選考

7 選考結果

第1次選考結果は、合否に関わらず全員の方に郵送します。
れいわれるがである。
本では、おいれるがである。
本では、おいれるができる。
本では、またまうび、またである。
本でもくようび、またである。
本でものものでは、またいである。
本でものものでは、またいである。
本でものものでは、またいである。
ない、またいである。
ない、またいでは

もうしこみほうほう 申 込方法

つぎ せうしこみしょとう せたがやくそうむぶじんじかじんじがかり ていしゅっ 次のとおり、申込書等を世田谷区総務部人事課人事係へ提出してください。<u>申し込みに当たっては、じむしょくたくいん しょうがい もう こ かなら きさい 「事務嘱託員(障害)A」と「事務嘱託員(障害)C」どちらに申し込むかを必ず記載してくだ りょうほうもう こ かのう じっさい きんむ いっぽう さい。(両方申し込むことは可能ですが、実際に勤務ができるのは一方のみです。)</u>

—— ていしゅっ もうしこみしょとう へんきゃく またご提出いただいた申込書等の返却はできませんので、予めご了承ください。

(1) 用紙記載による方法

①および②の書類を下記申込期間中に人事課人事係(区役所東棟5階501番窓口)へ
ていしゅっ
提出してください。

- ①『障害のある方を対象とした世田谷区事務嘱託員採用選考申込書兼履歴書』
- ※ 裏面の応募の動機、抱負は、原則として申込者本人が自筆してください。自筆が難しく、他のかただいひつ ばあい 方が代筆した場合は、その旨を記載してください。ただし、署名欄については、必ず申込者本人が自筆してください。
- ②『世田谷区における勤務経歴等確認票』

もうしこみきかん 【申込期間】

動うそうもうしこみ れいも ねん がっ にち げっようび がっ だち げっようび ひっ ちゃく 郵送申込:**令和7年12月1日(月曜日)~12月22日(月曜日)【 必 着** 】

※ 封筒に朱書きで「採用選考申込(事務嘱託員4月1日採用)」と記載してください。

じさんもうしこみ じょうきゅうそうもうしこみきかん げつようび きんようび こぜん じ かん ご ご じ 持参申 込 : 上記郵送申 込期間の月曜日から金曜日まで 午前8時30分~午後5時

(2) インターネットによる方法

文のホームページ「オンライン手続き・サービス」内の「オンライン手続き」から手続きしてください。

【申込期間】

令和7年12月1日 (月曜日) ~12月22日 (月曜日) (午後5時まで受信有効)

- ※ 期間中に正常に受信したものを有効とし、採用選考の申込みを完了した旨を記載したメールを送信します。このメールが届かない場合は、受付期間中に必ず人事課人事係へお問い合わせください。
- ** 申込み時に顔写真の電子ファイルを添付しなかった場合は、必ず<u>①郵便にて別送</u>または、<u>②窓口まで持参</u>してください(①は12月22日(月曜日)必着、②は12月2日(月曜日)の表表、②は12月2日(月曜日)の表表、②は12月2日(月曜日)の表表、②は12月2日(月曜日)の表表、②は12月2日(月曜日)の表表の場合は写真の裏面に氏名、到達番号(申込み

9 障害のある方を対象とした事務嘱託員の募集に関する説明会

- (1) 日時: 令和7年12月12日(金曜日)午前(1時間30分程度を予定)
- (2) 場所: 世田谷区世田谷4-21-27 世田谷区役所 第二庁 = 5 階
- (3) 参加方法:参加を希望する場合は、令和7年12月10日(水曜日)までに「10 提出先・問合わせた」に①氏名②連絡先(電話番号又はファックス番号)③参加を希望する人数(障害のある方をよった。かたかたの方1名の合計2名まで)を電話またはファックスにてお知らせください。
- (4) その他
 - ①説明会の参加の有無については、選考結果には影響しません。
 - ②定員を超えた場合は、参加をお断りするときがあります。

10 提出先・問合わせ先

せたがゃく そうむぶ じんじか じんじがかり くゃくしょひがしとう かい ばんまどぐち世田谷区 総務部 人事課 人事係 (区役所東棟5階501番窓口)

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27 電話:5432-2104 (直通)

ファックス:5432-3009

ちほうこうむいんほうだい じょう けっかくじょうこう 【地方公務員法第16条 (欠格条項)】

っき かくごう がいとう もの じょうれい さだ ばあい のぞ しょくいん また きょうそうしけん 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験 も せんこう う 若しくは選考を受けることができない。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを しゅちょう せいとう た だんたい けっせい また かにゅう もの 主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ※平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者は受験できません(心神耗弱を 原因とするもの以外)。